報告第9号

文化財の指定解除について

文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、文化財の大野市の指定を下記のとおり解除するので報告する。

記

- 1 指定文化財 鷲鷹図屛風(円立寺)
- 2 解除の理由 福井県の指定を受けたため
- 3 解除の期日 令和3年9月7日(福井県教育委員会告示の日)

令和3年9月27日提出

大野市教育委員会 教育長 久保俊岳

大野市指定文化財

名称	鷲鷹図屛風
数量	六曲一双
製作年代	安土桃山時代
作者名	(曽我派)
形状	
寸法	151.0cm×354.5cm
登録番号	9 7
指定年月日	平成 16 年 6 月 24 日
種別	有形文化財 絵画
所在地	大野市錦町 1-5
所有者	大野市錦町 1-5 円立寺 赤星龍寛 66-3596
管理者	同
管理状況	大野市歴史博物館が寄託を受け保管・展示中
変更事由	
変更年月日	
構造 形式 特徴 由来 沿革等	六曲一双。紙本墨画淡彩。もとは襖絵であったものを、六曲一双の屏風に仕立てたもの。それぞれの屏風に鷲と鷹を一羽ずつ組み合わせて配し、樹の上より獲物を求める猛禽の静的な姿態と、鷲が猿の喉を捕えた一瞬の動的な姿態が描かれている。 戦国大名朝倉氏とゆかりのある曽我派の絵師によって描かれたもので、曽我派に多いこの種の絵の中でも、他に類のない迫力を持つ。
指定事由	戦国大名朝倉氏ゆかりの曽我派の絵師によって描かれたもので、朝倉氏滅亡後も大野に伝わり、しかも他の曽我派の絵にない迫力があるなど、他に類例のない特徴を持つ。
備考	
画像	

しほんぼくがたんさい わしたかず 1 紙本墨画淡彩 鷲鷹図

- (1) 所 在 地 大野市天神町 2-4 (大野市歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人円立寺
- (3)員 数 六曲屏風1双
- (4) 法量/時代 縦 151.2cm、横 353.0cm / 安土桃山時代 (16 世紀)
- (5) 由来・特徴

本図は一隻ごとに一対の猛禽が描かれている。いかにも武将が好みそうな荒々しい主題で、雄大な趣がある。向かって右隻では白犬をつかんだ鷲が岩頭に止まるもう一羽を見上げている。左隻は雪を冠った樹木の枝に止まる鷹が猿を捕まえた鷲を振り返りながら首尾を見ている。

本図には落款がないため作者はわからないが、岩や樹木の描法が違うので曽 我 直 権筆とまでは言えないものの画風はきわめて近く、曽我派の手になること は認めてよいだろう。制作年代は直庵の活躍期とほぼ同時期と考えられる。本図 の存在は、曽我直庵が越前出身であることを傍証する一助となるもので、貴重で ある。



鷲鷹図 (右隻)



鷲鷹図 (左隻)

○令和三年度後期技能検定

(特級、

一級、二級、三級および単一等級)

の実施

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

(審查指導課)……………………………………………………………………………………………

選挙管理委員会告示

○政治団体の解散の届出

(六四)

(六五)

○個人演説会等の施設の指定の取消し

○政治団体の届出事項の異動に係る届出

(<u>六三</u>)

教育委員会告示

定

公

告

告

示

目

次

9

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決 ○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(三五五・同)…………一 ○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(三五四・長寿福祉課) · 労 : S 4 ယ 2

令和3年8月1日

サービスの種類

871701205

福井県告示第355号

Ė

業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。 介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項に規定する指定居宅サー

令和3年9月7日

Ł

Ł

福井県知事

校本

達治

事業所の名称

.....七

: 八

2

事業所の所在地

デイフィットネス 楽のへ 春江店

ယ 事業者の名称

株式会社エル・ローズ

令和3年7月1日

令和3年7月31日

6 S 廃止日

サービスの種類

示

告

福井県告示第354号

業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事

令和3年9月7日

福井県知事 松本 達治

事業所の所在地 デイフィットネス 春江店

事業所の名称

福井県坂井市春江町江留上錦63

事業者の名称

株式会社ルネッス

指定年月日

通所介護

介護保險事業所番号

츳

6

福井県坂井市春江町江留上錦63

廃止届出受理年月日

4

靐

推木 田舎

1 | | | | 1 ≯

大飯郡おおい町成和2-1-

第 谷 区

(おおい町立郷土史料館)

落札者を決定した日 福井県福井市大手3丁目17番1号

ယ

落札者の名称および住所 令和3年8月6日

4

落札金額 富士通Japan株式会社福井支社 福井県福井市毛矢1丁目10番1号

般競争人札

~

6

契約の相手方を決定した手続 71,940,000円 Ω

令和3年6月25日 規則第4条の規定による公告を行った日

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第2号

次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項の規定により告示 福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)第4条第1項の規定に基づき

令和3年9月7日 福井県教育委員会

有形文化財の指定 票 種 컜 뮏 巡 画 銅鉦鼓 石造 松喰鶴鏡 大造 紙本墨画 絹本著色 紙本墨画淡彩 (初代橋本長兵衛筆) 狛犬 (永正十四年銘) 薬師如来立像 応長元年銘 9件 打它宗貞像 仙人高士図 鷲鷹図 称 あわら市春宮2丁目14-1 福井市大宮2丁目19-15 福井市高尾町 68-1 敦賀市相生町7-8 敦賀市平和町23-7 大野市天神町2-4 (あわら市郷土歴史資料館) (大野市歴史博物館) (県立歴史博物館) (敦賀市立博物館) 严 在 勘 中田区 高尾町 敦賀市 拉拉 宗教法人八幡神社 宗教法人円立寺 严 男子 侑 幹

歷史資料 徳川家光所用乗物 鉄線蒔絵膳椀 | || 選挙管理委員会告示 小浜市遠敷2丁目104 小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館) (県立若狭歴史博物館) 宗教法人発心寺 宗教法人心光寺

福井県選挙管理委員会告示第62号

設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の

令和3年9月7日

福井県選挙管理委員会

秀員長

金井

-\I\

(その他の政治団体)

(国会講	(国会議員関係政治団体以外の政治団体)	台団体)				
届出		本事小	や中々	会計費	会計責任者の	一十十2 声数吊う吊行車
年月日	政行団体の右外	一个水白	1人然有の八石 氏	开	8	土/〜る事務別の別任地
令和3年	令和3年 越前市の新時代を切り開	本		+	#	はいまでは、
8月6日	〈会		天	上小	昦ㅁ	
令和3年	令和3年 ひろせようこ笑顔いっぱ		47	+	Ĥ ——	坂井市丸岡町山口57
8月17日	8月17日 いの坂井市を考える会	12/11	75 T	>	H	-14

福井県選挙管理委員会告示第63号

り告示する。 届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとお 政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第7条第1項の規定により、政治団体の

令和3年9月7日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 **U**

令和3年 自由民主党福井県 7月15日 ときわ会支部 橋爪 毅 代表者	田 人	令和3年 日本薬業政治連盟 青 十郎	年月日 政行団体の石物 八次有の八石 共 動	本世本の日本 田
畔	本		事項	
権	 		11,	Tri
\mathbb{A}	⊞□Ĵ		灌	異
鑁	太郎		,,	動
佐々	節田			内
*	一條		団	谷
铡	華			

福井県選挙管理委員会告示第64号